

平成25年度三豊市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び三豊市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年三豊市条例第43号）第4条の規定に基づき、平成25年度の三豊市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成26年12月

三豊市長 横山忠始

**I 職員の任免及び職員数に関すること**

職員の任用は、受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第15条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

職員数については、平成19年3月策定の三豊市行政改革大綱「定員適正化計画」及び平成21年7月30日策定の「三豊市職員の定員適性化計画の見直しについて」に引き続き、新たな定員管理の目標指標として、第2次定員適性化計画（平成23年度から平成27年度までの5ヵ年計画）を策定しています。

**1 職員の任免**

(1) 職員の任免状況（平成25年度、単位：人）

区分	任用			退職		
	採用	昇任	降任	定年	勸奨	自己都合 その他
一般行政職	24	59	0	12	15	4
技能労務職	0	4	0	2	0	0
医療職	2	7	0	1	1	1
計	26	70	0	15	16	5

(2) 採用試験の実施状況（平成25年度）

種類	区分	内容	職種等
競争試験	上級（大学卒程度）	1次試験 教養試験 適性検査 2次試験 口述試験 3次試験 口述試験 身体検査	一般行政事務
	上級（大学卒程度）	1次試験 教養試験 適性検査 2次試験 口述試験 身体検査	一般行政事務（UJIターン）、 土木、建築
	中級（短大卒程度）	1次試験 教養試験 適性検査 2次試験 口述試験 3次試験 口述試験 身体検査	幼稚園教諭・保育士
	中級（短大卒程度）	1次試験 作文試験 2次試験 口述試験 身体検査	看護師

競争試験	初級（高卒程度）	1次試験 教養試験 2次試験 適性検査 口述試験 身体検査	土木
------	----------	--	----

(注) 競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいう。

(3) 採用者数（平成25年度、単位：人）

試験の種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	上級（大学卒程度）	一般行政事務	135	3
		一般行政事務（UJIターナー）	15	1
		土木	8	1
		建築	3	1
	中級（短大卒程度）	幼稚園教諭・保育士	65	11
		看護師	7	4
	初級（高校卒程度）	土木	1	0

## 2 職員数

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在、単位：人）

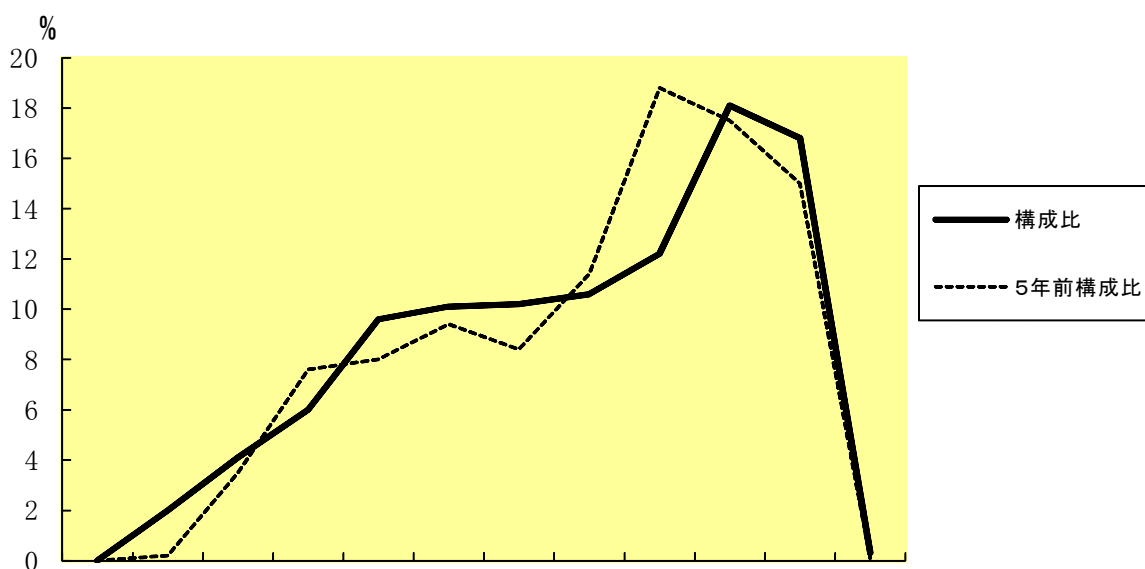
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成24年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	施設管理事業見直し、地域内分権事業達成による減等 支所事務見直しによる減 業務配分による減 復職による増 芸術祭開催に伴い配置人員増 業務内容充実による増 支所業務見直しによる減
		総務	122	127	△5	
		税務	28	30	△2	
		労働	0	1	△1	
		農林水産	29	28	1	
		商工	7	4	3	
		土木	44	42	2	
		民生	153	154	△1	
	衛生	39	45	△6		
		計	428	437	△9	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.32 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 58.43 人)
	教育部門	168	172	△4	退職者不補充による減	
	消防部門	-	-	-		
	小計	596	609	△13	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.39 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 76.59 人)	
公営企業計等部門	病院	96	99	△3	医師、看護師退職による減	
	水道	15	16	△1	水道料金民間委託に伴い人員減	
	下水道	2	2	0		
	その他	27	28	△1	職員退職による減	
	小計	140	145	△5		
合計		736 [ 919 ]	754 [ 919 ]	△18 [ - ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 105.44 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）



20歳未満 20歳～23歳 24歳～27歳 28歳～31歳 32歳～35歳 36歳～39歳 40歳～43歳 44歳～47歳 48歳～51歳 52歳～55歳 56歳～59歳 60歳以上

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	15	30	44	71	74	75	78	90	133	124	2	736

(3) 職員数の推移（単位：人・%）

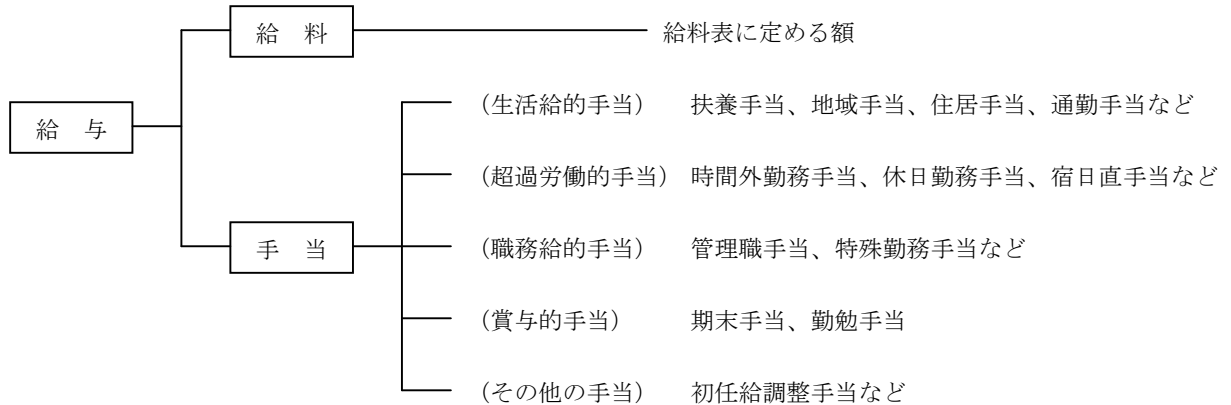
部門別	年 度						過去5年間の増減数（率）
	20年	21年	22年	23年	24年	25年	
一般行政	503	482	470	454	437	428	▲75(▲14.9%)
教 育	205	187	177	177	172	168	▲37(▲18.0%)
消 防	-	-	-	-	-	-	
普通会計計	708	669	647	631	609	596	▲112(▲15.8%)
公営企業等会計計	150	147	141	139	145	140	▲10(▲6.7%)
総合計	858	816	788	770	754	736	▲122(▲14.2%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## II 職員の給与に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第24条第3項、第6項、第1項）。

（参考）職員の給与体系



### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成 25年度	69,241	28,900,349	1,107,178	5,092,162	17.62	19.04

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	
平成 25年度	595	2,255,518	222,649	824,284	3,302,451	5,550

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

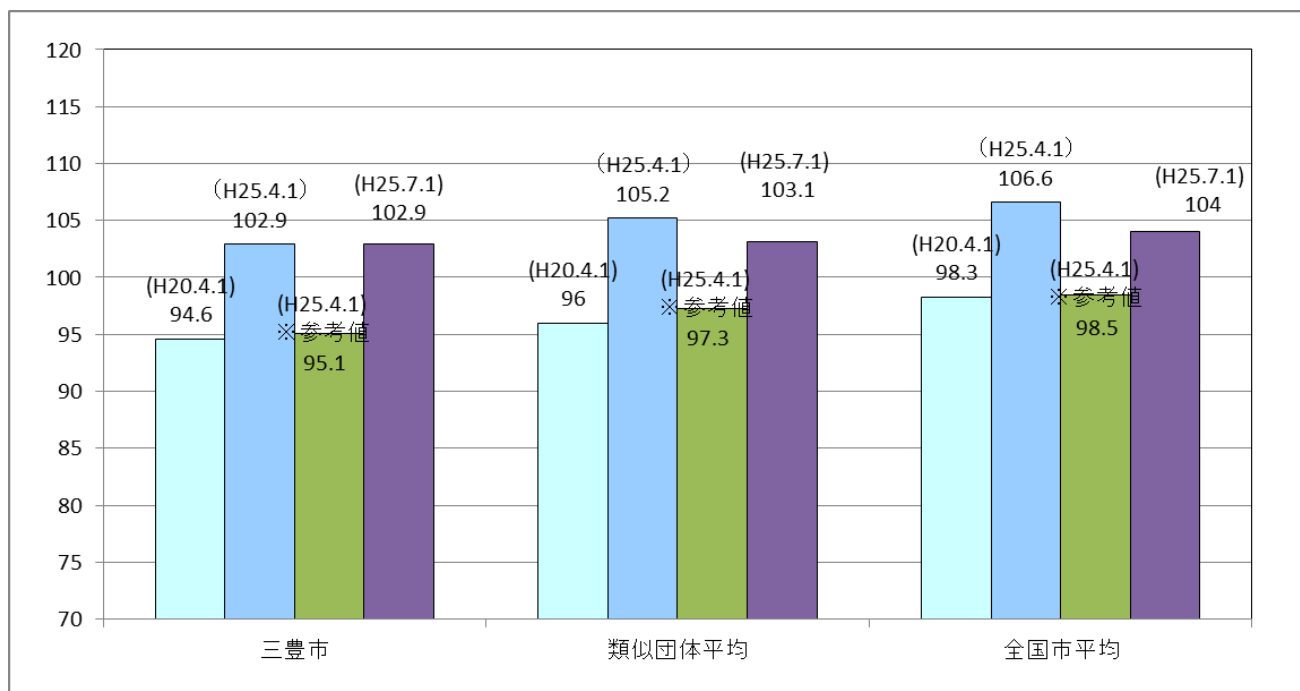
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

#### (3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間
実施	平成25年10月から平成26年6月
抑制済又は減額措置の内容	
職務の級に応じて給与月額の3%~9%を減額	
平成25年4月1日時点のラスパイレス指数 102.9 (参考値 95.1)	
平成25年10月1日時点のラスパイレス指数 100.6	

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 参考値とは、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

該当なし

2 一般行政職給料表の状況（平成25年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	395,800	400,600	422,600	456,200

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

### 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三豊市	45.8 歳	338,600 円	373,658 円	358,867 円
香川県	44.5 歳	342,719 円	409,935 円	363,436 円
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	—	376,257 (405,463) 円
類似団体	43.3 歳	327,540 円	386,694 円	355,959 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
三豊市	50.4 歳	66 人	310,500 円	326,797 円	315,969 円
うち 清掃職員	50.9 歳	4 人	327,900 円	372,475 円	333,550 円
うち 学校給食員	50.9 歳	28 人	316,500 円	325,965 円	322,011 円
うち 用務員	49.1 歳	7 人	280,400 円	283,257 円	280,400 円
うち 運転手	51.1 歳	4 人	304,200 円	335,300 円	315,225 円
香川県	53.4 歳	48 人	342,454 円	369,776 円	352,058 円
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 (286,850) 円	—	309,534 (325,400) 円
類似団体	50.5 歳	35 人	300,045 円	325,361 円	311,894 円
区 分	民 間			参 考	
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	
三豊市	—	— 歳	—	—	
うち 清掃職員	廃棄物処理従業員	44.6 歳	290,600 円	1.28	
うち 学校給食員	調理師	43.6 歳	222,800 円	1.46	
うち 用務員	用務員	53.7 歳	202,700 円	1.40	
うち 運転手	自動車運転手	56.2 歳	264,500 円	1.27	

#### ③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三豊市	44.9 歳	321,700 円	348,965 円
香川県	45.4 歳	381,887 円	415,181 円
類似団体	41.3 歳	302,911 円	329,270 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」（国比較ベース）の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

（2）職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		三 豊 市	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	178,800 円	178,800 円	163,987 (172,200) 円
	高 校 卒	144,500 円	144,500 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	140,100 円	133,100 円	—
	中 学 卒	126,800 円	125,400 円	—
教 育 職	大 学 卒	178,800 円	199,700 円	—
	高 校 卒	144,500 円	154,900 円	—

（注） 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成25年4月1日現在）

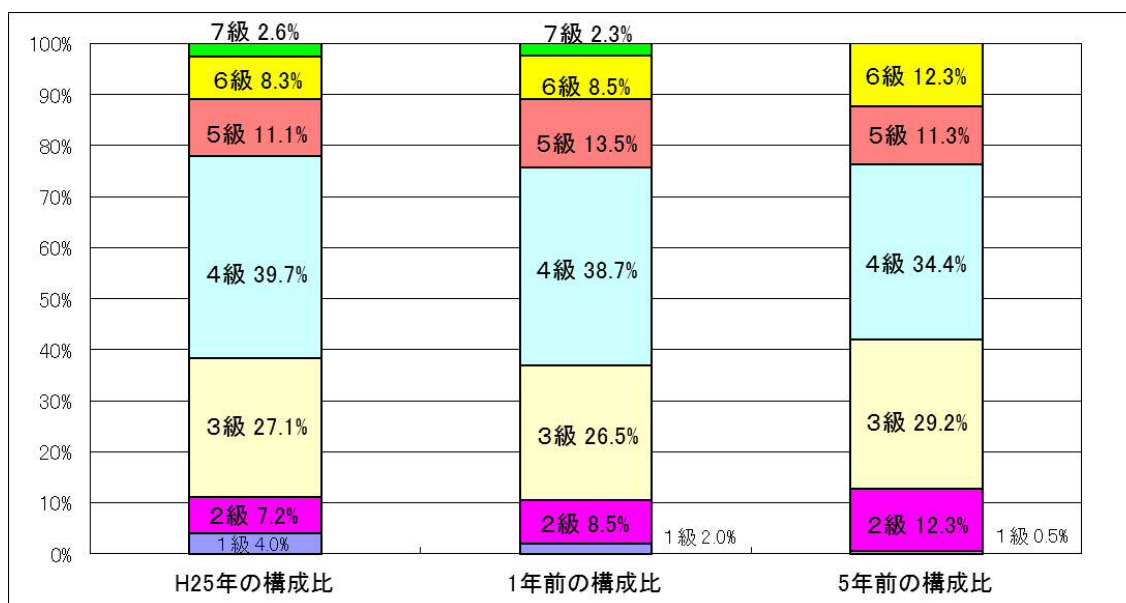
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	254,240 円	291,012 円	345,542 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	14 人	4.0 %
2 級	主任主事	25 人	7.2 %
3 級	副主任	95 人	27.1 %
4 級	課長補佐、主任	139 人	39.7 %
5 級	課長、主幹、課長補佐	39 人	11.1 %
6 級	次長、事務局長、課長	29 人	8.3 %
7 級	部長	9 人	2.6 %

- (注) 1 三豊市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 1 平成19年4月1日に8級制から6級制に変更  
 (旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)  
 2 平成23年4月1日に6級制から7級制に変更 (7級 = 部長級)



## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

三 豊 市	県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,396 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,584 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### (2) 退職手当 (平成25年4月1日現在)

三 豊 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	— )	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	21,624 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当

支給実績(平成25年度決算)		8,373 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		930,278 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	15 %	9 人	15 %

(4) 特殊勤務手当 (平成25年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		41,245 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		446,698 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		13.3 %	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	一般行政職	感染症患者の収容又は消毒の業務	日額 2,000円
精神衛生業務従事手当	一般行政職	精神障害者の診察の立会い又は入院のための患者護送作業に従事	日額 2,000円
行旅死亡人処理作業手当	一般行政職	行旅死亡人の取扱いに従事	1体 7,000円
清掃作業手当	技能労務職	ごみの収集及び処理作業に従事	日額 1,000円
福祉業務手当	一般行政職	生活保護業務の現業及び指導監査に従事	月額 5,000円
医療業務従事手当	医療・看護職	(医務手当) 医療業務に従事する医師 (危険手当) 医療業務に従事する職員[医師を除く] (夜間看護手当) 永康病院で看護業務に従事する職員で夜間の勤務に従事	(医務手当) 給料月額110/100以内[35/100～110/100] 院長-110/100、副院長(診療所長)-55/100 医長-35/100 (危険手当) 月額4,000円以内[4,000円、3,000円] (夜間看護手当) 1回4,000円以内 深夜勤務 3,200円 準夜業務 2,800円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	96,416 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	134 千円
支給実績(平成24年度決算)	100,674 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	136 千円

(6) その他の手当 (平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 第1子6,500円等	同		58,531 千円	221,288 円
住居手当	家賃補助限度額27,000円	同		15,135 千円	301,698 円
通勤手当	2km～5km未満 2,000円 10km未満 4,100円等	同		33,571 千円	56,421 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で定める職にある職員に支給 ・適用給料表の別、属する職務の級および区分に応じ定める額(定額) 28,300円～97,600円	異		47,703 千円	559,022 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務1回につき 4,200円	同		21,182 千円	44,314 円

## 6 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	926,000 円 ( 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額 1,030,000 円 / 401,500 円	
	副 市 長	734,000 円 ( 円 )	849,000 円 / 399,600 円	
	収 入 役	— 円 ( 円 )	— 円 / — 円	
報 酬	議 長	504,000 円 ( 円 )	543,000 円 / 305,000 円	
	副 議 長	439,000 円 ( 円 )	503,000 円 / 250,000 円	
	議 員	407,000 円 ( 円 )	457,000 円 / 240,000 円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長 収 入 役	(平成25年度支給割合) 2.95 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成25年度支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	市 長 副 市 長 収 入 役	(算定方式) 926,000円×勤続期間の月数×36.5/100 734,000円×勤続期間の月数×22/100 —	(1期の手当額) 1,622万円 775万円 —	(支給時期) 退職した日から起算 して1月以内 " —
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

### Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第24条第5項、第6項）。

#### 1 勤務時間（平成25年4月1日現在）

開 始 時 刻	午前8時30分
終 了 時 刻	午後5時15分
休 憩 時 間	60分 (午後0時～午後1時)

週 休 日	土曜日、日曜日
1 週間の正規の勤務時間	38 時間 45 分

(注) 1 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。(地方公務員の場合は、労働基準法第 34 条の規定により労働時間が 6 時間を超える場合に少なくとも 45 分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。)

## 2 その他の勤務条件

(1) 休暇 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

休暇の種類	事 由	期 間	給料	
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年 20 日	有給	
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給	
		私傷病の場合 180 日		
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	証人、参考人等	証人、鑑定人、参考人等として国会等官署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植等	骨髄液を提供するため、検査や入院する場合	必要と認められる期間	有給
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	1 の年において 5 日以内	有給
	結婚休暇	結婚する場合	連続する 5 日以内	有給
	妊婦健診等	妊娠中又は出産後 1 年以内の女性職員の健康診査	その都度必要と認められる期間	有給
	妊婦通勤緩和措置	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて 1 日につき 1 時間を超えない範囲で必要と認められる期間	有給
	妊娠障害	妊娠中の女性職員が、勤務することが著しく困難である妊娠障害と認められる場合	当該妊娠期間において 7 日以内	有給
	産前休暇	6 週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間	有給
	育児時間	生後 3 年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内	有給
	職員の妻の出産補助	職員の妻が出産する場合で入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	2 日以内	有給
	子の養育のための休暇	職員の妻が出産する場合で当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合	出産予定日の 6 週間前から出産後 8 週間までの間に 5 日以内	有給

休暇の種類		事由	期間	給料
父母又は子の看護休暇		職員が同居する親族又は別居する配偶者、父母若しくは子の看護のため勤務しないことが相当であると認められるとき	1の年において5日（その者が2人以上の場合は10日）以内	有給
短期介護休暇		負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合	1の年において5日（その者が2人以上の場合は10日）以内	有給
忌引き		職員の親族が死亡した場合	親族に応じて1日から10日以内	有給
父母等の祭日		職員が配偶者、父母、子又は配偶者の父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日以内	有給
夏季休暇		盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7月から9月までの間で3日以内	有給
住居滅失損壊による休暇		災害により職員の現住居が滅失、損壊した場合	7日以内	有給
災害等で出勤困難による休暇		災害又は交通機関の事故等により出勤が著しく困難と認められる場合	必要と認められる期間	有給
生理休暇		女性職員が生理日において勤務することが著しく困難な場合	2日以内	有給
介護休暇		配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6月の期間内で必要と認められる期間	無給

(2) 育児休業制度（平成25年4月1日現在）

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

#### IV 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第28条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるかとされています（同法第29条）。

##### 1 分限処分の状況（平成25年度）

内容	人数	事案の概要
休職	1人	心身の故障のため

（注） 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

##### 2 懲戒処分の状況（平成25年度）

該当なし

（参考）

懲戒処分の公表基準の概要（平成25年4月1日現在）

公表対象	①地方公務員法に基づく免職、停職、減給、戒告の懲戒処分 ②地方公務員法に基づく休職の分限処分（刑事事件に関し起訴された場合に限る。） ③上記①に関連した事案に係る書面訓告等の措置 ④上記③以外の書面訓告等の措置で、社会に及ぼす影響が著しい事案
公表内容	原則として、被処分者の所属部局、職階、年齢、性別、事件の概要、処分内容、処分時期とする。 尚、収賄事件、詐欺又は横領事件など非行内容が重大であり、警察等で所属や氏名等が公にされている場合など、社会に及ぼす影響が著しい事案の場合、飲酒運転を行った場合（ただし、悪質性が極めて低いと認められるなど特別な事情がある場合を除く。）には、所属、氏名も公表する。
公表の例外	被害者が事件を公表しないよう求めるとき、又は公表により被害者が特定される可能性が大きい場合など、被害者の人権に十分配慮する必要がある場合は、公表しない。
公表時期	懲戒処分等を行った後、速やかに公表する。
公表方法	資料提供により行う。

（注） 公表対象、公表内容について、事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して別途の取扱いをすべき場合がある。

## V 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第30条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同32条）、信用失墜行為の禁止（同33条）、職務上知り得た秘密を守る義務（同34条）、職務に専念する義務（同35条）、政治的行為の制限（同36条）、争議行為等の禁止（同37条）、営利企業等の従事制限（同38条）などさまざまな制約が課されています。

### 営利企業等従事許可の状況（平成25年度）

内容	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	1件
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	1件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	19件

## VI 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないと、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第39条）。

また、任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければなりません（同法第40条第1項）。

### 1 職員の研修（平成25年度）

#### 1. 一般研修

##### (1) 人材育成推進事業

研修名	実施日	回数	受講対象	受講人数	
目標管理制度研修	4月24日、25日	2回	部長級、課長級	54名	
新任考課者対象 人事考課者研修	4月19日、5月2日	2回	新任課長級職員	10名	
人事考課者研修	考課者研修	7月31日	考課者	66名	
	制度改正 説明会	10月21日、22日	3回	考課者、記録補助者	130名
		10月25日(永康)	1回		
		11月11日～18日	10回	被考課者	529名
	11月21日～ 12月2日(永康)	5回			
	考課者・被考 課者研修	2月13日、14日	2回	考課者	79名
2月5日～14日		11回	被考課者	476名	
OJT研修	7月5日	2回	課長補佐、Gリーダ、 保育所長、幼稚園長	55名	
業務改善研修	8月2日	1回	各課グループ1名 (副主任級以上)	47名	

市長特別研修	6月6日	1回	採用後3年未満職員	33名
	10月15日	1回	各課の職員数に応じて割当	90名

(2) 人権研修

研修名	担当部局 (関係部局)	実施日	回数	受講対象	受講人数
職員人権研修 (一般行政職)	人事課	8月20日～21日	2回	課長補佐以上(幼保除く)	100名
		12月24日～25日	3回	主任以下(医療職、幼保除く)、臨時職員	440名
三豊市人権・同和問題講演会	人権課	8月23日	1回	各所属 1/3 程度	保幼 44名 行政 161名
部落解放第31回香川県講演会		2月19日	1回	各課 1～2名	保幼 16名 行政 64名
部落解放研究第47回全国集会		11月6日～8日	1回 (3日)	各課 1～2名	行政 157名
会員研修	人権教育課	7月	1回	部長等 5名、保育所長 10名、幼稚園長 20名	30名
地域講演会		2月	1回	部長等 5名、保育所長 10名、幼稚園長 20名	30名
各保育所・幼稚園職員人権講演・研修会		随時	保・幼各 1回(29回)	保育所、幼稚園職員	370人

(3) その他の一般研修

研修名	担当部局 (関係部局)	実施日	回数	受講対象	受講人数
庶務事務システム操作研修	人事課	6月11日、17日～21日	6回	保育所職員	222名
メタボリックシンドローム予防について		10月4日	1回	受講希望者	72名
指定管理者制度の運用に関する研修	総務課	8月9日	1回	法規主任、公の施設管理業務担当者及び受講希望者	47名
行政法(総論)研修		11月8日、13日、21日	1回	若年層職員及び受講希望者	44名
公共施設再配置計画研修	企画財政課	7月9日～16日	5回	一般行政職(医療職・幼稚園・保育所を除く)	322名
	田園都市推進課	11月26日、12月16日、1月22日	3回	一般行政職	延88名

(4) 階層別研修

①市町研修センター分

研修名	実施日	受講対象	受講人数
初任者研修	前期 4月8日～19日 後期 10月3日～4日	新規採用者	15名
	8月21日～22日	新規採用者(保育士、幼稚園教諭)	8名
3年目研修	9月6日	初任者研修受講後3年目の職員	11名



一般職員研修	全体 7月24日～25日 指定① 8月27日 指定② 8月28日	主任主事級	8名
係長級(主査等)研修	全体 6月5日 指定 能力開発研修を選択	副主任級	11名
係長級(監督者)研修	研修Ⅰ① 5月23日 研修Ⅰ② 5月30日 研修Ⅱ① 7月3日～4日 研修Ⅱ② 7月10日～11日	主任級	13名
課長補佐級研修	5月8日～9日	課長補佐級	16名
課長級研修	5月9日～10日	課長級	4名

## ②市単独分

研修名	実施日	受講対象	受講人数
新規採用職員研修	4月1日～3日	新規採用者(一般行政)	15名
	4月1日	新規採用者(保育士、幼稚園教諭、看護師)	10名
新規採用職員実務研修(業務システム操作研修)	6月13日	新規採用者(一般行政)	15名

## 2. 特別研修

### (1) 市町研修センターにおける研修

研修区分	受講講座数	受講人数
能力開発研修(主査級選択研修含む)	19講座	35名
専門研修	1講座	3名

### (2) アカデミー研修所における研修

研修区分	受講講座数	受講人数
市町村職員中央研修所	7講座	9名
全国市町村国際文化研修所	6講座	6名

### (3) その他の特別研修

研修メニュー	実施日	受講対象	受講人数
香川県市長会八市職員防災研修	12月11日～12日	新規採用職員、若手職員	5名

### (4) MBA取得支援

実績なし

## 3. 派遣研修

### (1) 民間との交流

JA香川県…1名

### (2) 公的機関への派遣

香川県県税事務所…1名(3ヶ月)

社会福祉協議会(人事交流)…1名

※述べ 4,026名

## 2 勤務成績の評定

### (1) 勤務成績の評定制度の概要（平成25年4月1日現在）

評定の目的	職員の執務について勤務成績の考課を行い、その結果を職員の待遇や能力開発に反映させ、勤務意欲の向上及び人材の育成に資することを目的とする。		
評 定 者	部長・次長 課長等 その他職員	(第一考課者) 副市長 部 長 課 長	(第二考課者) 副市長 部 長
対 象 者	全職員		

### (2) 勤務成績の評定結果の活用（平成25年4月1日現在）

勤務成績の評定結果は昇任・昇格や人事異動等の参考にしており、勤勉手当に反映しています。

## Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護に関すること

### 1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（財）香川縣市町村職員互助会、に加入しています。

### 福利厚生の状況（平成25年4月1日現在）

区分	内容
職員の保健等に関すること	◎職員健康診断の実施 ○定期健康診断      ○給食調理員健康診断      ○人間ドック
香川縣市町村職員共済組合	◎短期給付：公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○保健給付：療養給付、出産費、埋葬料、高額医療費など ○休業給付：傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など ○災害給付：災害見舞金、忌慰金、家族忌慰金 ◎長期給付：老後、障害者、遺族の経済生活を支援するための給付 ○退職共済年金 組合員期間が1年以上ある場合、一定条件を満たすことにより65歳から支給（65歳未満で受給できる特例あり） ○障害共済年金・一時金 組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給 ○遺族共済年金 組合員又は組合員であった者が死亡したときに遺族に支給 ◎福祉事業：保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業 ○保健事業：短期人間ドック、特定健康診査、保健指導、指定宿泊施設利用助成など

区分	内容
	○宿泊事業：共済組合直営施設（ホテル マリンパレスさぬき）の利用助成 ○貯金事業：普通貯金の受入れ ○貸付事業：普通貸付、住宅貸付、災害貸付、特別貸付、高額医療貸付など
香川縣市町村 職員互助会	◎給付事業：短期人間ドック助成、入学祝金、結婚祝金、育児休業補助金など ◎厚生事業：各種団体保険事業の実施

## 2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第45条第1項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（平成25年度）

公務災害	通勤災害	計
17件	1件	18件

## 3 措置要求・不服申立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第46条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは不服申立てをすることができます（同法第49条の2第1項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

（ なお、本市（町）では地方公務員法第7条第4項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。 ）

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

要求の内容	25年度末 継続件数	25年度内 要求件数	25年度内 処理件数	25年度末 継続件数
給与	0件	0件	0件	0件
旅費	0件	0件	0件	0件
勤務時間	0件	0件	0件	0件
休暇	0件	0件	0件	0件
その他	0件	0件	0件	0件
計	0件	0件	0件	0件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

申立の内容		25年度末 継続件数	25年度内 申立件数	25年度内 処理件数	25年度末 継続件数
分 限 処 分	降給	0件	0件	0件	0件
	降任	0件	0件	0件	0件
	休職	0件	0件	0件	0件
	免職	0件	0件	0件	0件
懲 戒 処 分	戒告	0件	0件	0件	0件
	減給	0件	0件	0件	0件
	停職	0件	0件	0件	0件
	免職	0件	0件	0件	0件
その他		0件	0件	0件	0件
計		0件	0件	0件	0件